

最高裁平成10年4月30日（一小）判決

—宅配便業者の損害賠償額—

（最高裁平成6年（オ）第799号、損害賠償請求、同附帯請求事件、平成10年4月30日第1小法廷判決、上告棄却、判例時報1646号162頁）

Über die Haftung des Fachführers

田 中 稔

【事実】

Xは、貴金属の販売、加工等を目的とする株式会社であるが、平成元年7月6日顧客から請け負ったダイヤモンド一個及び赤色石一個の枠加工をAに下請させ、右ダイヤモンド等をAに対して送付した。Aは、加工を終えた右ダイヤモンド等（以下「本件宝石」という。）をYの取り扱っている宅配便を利用してXのもとに送付するため、同年7月23日、本件宝石を入れて荷造りした箱（以下「本件荷物」という。）をYの代理店であるBに引き渡した。Yは、宅配便につき、標準宅配便約款（昭和60年運輸省告示第400号）に従った約款（以下「本件約款」という。）を定めていた。本件約款においては、運送人が荷物の運送を引き受ける時に、送り状を荷物一個ごとに発行し、これに荷送人はその氏名、荷物の品名及び価格等を、運送人は運賃のほか、損害賠償の額の上限である責任限度額等をそれぞれ記載するものとし（本件約款三条）、Yは、右の責任限度額を30万円と定め、送り状の用紙に「お荷物の価格を必ずご記入ください。ペリカン便では30万円を超える高価な品物はお受けいたしません。万一ご出荷されましても損害賠償の責を負いかねます。」

との文言を印刷し、また、ダイヤモンドなどの宝石類等は引受けを拒絶することがある旨を定め、Bにおいてもこの旨を記載した注意書を掲示していた。ところが、荷送人であるAは、送り状の依頼主欄及び届け先欄には所定の事項を記入したが、品名欄及び価格欄には記入しなかった。本件荷物はBが受付け、Yのターミナルに配達された後所在が分からなくなった。Xは、加工の注文をした各所有者に本件宝石を返還することができなくなったことから、各所有者に対してその価格の全額、合計約394万円を賠償した。

Aは、Xの設立当初から約16年間にわたって、主としてXの仕事だけを下請してきたところ、XとAとの間では、互いに宝石を送付するに当たって各貨物運送業者の宅配便を利用し、XからAに対するものだけでも年間約80回に及んでいた。AがYの宅配便を利用してXに宝石を送付するのは本件が四回目であり、XもAが本件荷物をYの宅配便を利用して送付することをあらかじめ容認していた。

本件訴訟において、XはYに対し、(1)本件宝石について各所有者に全額を賠償したことにより、各所有者のYに対する不法行為に基づく損害賠償請求権を取得したことを理由として計約394万円、(2)Xが取得できなくなったダイヤモンドの加工代金相当額15万円、などの支払を求めている。

第一審（東京地判平成3年9月25日判例時報1432号137頁）は、不法行為に約款の免責条項の趣旨の適用があり得るとしてもYに重過失が認められるから、不法行為責任を免れないとした上で、Xの主張する損害が特別損害であるとしてもBにおいて予見可能性があったとして、Yの賠償責任を肯定しているが、Aにも六割の過失があるとしたうえでこれをX側の過失として、Xのるべき損害賠償額を六割減額している。

控訴審（東京高判平成5年12月24日判例時報1491号135頁）は、「仮に運送契約の契約当事者でない第三者が運送人の不法行為責任を追求する場合においても、この第三者が右契約当事者と実質的に同視できる者、すなわち、運送人との間に生じる法律関係を契約法理によって律することを承認していると見られる者である場合には、同様に契約法理の趣旨を類推してこれを律すべきであって、商法の右規定や約款の規制の趣旨に準拠してその責任の範囲を合理的に確定するのが相当というべきである」としたうえ、AとYとは実質的に同視しうる者とみて、XのYに対する不

法行為責任の追求は、Yの宅配便約款の規制の趣旨に準拠してその責任の範囲が確定されることとなるとしたうえ、「Yにとってその滅失毀損の損害が30万円の範囲を超えて生じることについてこれを予見し或いは結果発生の回避を図ることは困難であったというのが相当である。したがって、本件荷物の紛失の責任については30万円を超えてYの不法行為責任を認めることはできず、30万円の範囲内に止まる」とした。

これに対しXが上告している。

【判旨】上告棄却

「1 宅配便は、低額な運賃によって大量の小口の荷物を迅速に配送することを目的とした貨物運送であって、その利用者に対し多くの利便をもたらしているものである。宅配便を取り扱う貨物運送業者に対し、安全、確実かつ迅速に荷物を運送することが要請されることはいうまでもないが、宅配便が有する右の特質からすると、利用者がその利用について一定の制約を受けることもやむを得ないところであって、貨物運送業者が一定額以上の高価な荷物を引き受けないこととし、仮に引き受けた荷物が運送途上において滅失又は毀損したとしても、故意又は重大過失がない限り、その賠償額をあらかじめ定めた責任限度額に限定することは、運賃を可能な限り低い額にとどめて宅配便を運営していく上で合理的なものであると解される。」

「2 右の趣旨からすれば、責任限度額の定めは、運送人の荷送人に対する債務不履行に基づく責任についてだけでなく、荷送人に対する不法行為に基づく責任についても適用されるものと解するのが当事者の合理的な意思に合致するというべきである。けだし、そのように解さないと、損害賠償の額を責任限度額の範囲内に限った趣旨が没却されることになるからであり、また、そのように解しても、運送人の故意又は重大な過失によって荷物が滅失又は毀損した場合には運送人はそれによって生じた一切の損害を賠償しなければならないのであって（本件約款25条6項）、荷送人に不当な不利益をもたらすことにはならないからである。そして、右の宅配便が有する特質及び責任限度額を定めた趣旨並びに本件約款25条3項において、荷物の滅失又は毀損があったときの運送人の損害賠償の額につき荷受人に生じた事情

をも考慮していることに照らせば、荷受人も、少なくとも宅配便によって荷物が運送されることを容認していたなどの事情が存するときは、信義則上、責任限度額を超えて運送人に対して損害の賠償を求めることは許されないと解するのが相当である。」

「3 ところで、本件の事実関係によれば、本件荷物の荷受人であるXは、品名及び価格を正確に示すときはY又はその他の貨物運送業者が取り扱っている宅配便を利用することができないことを知りながら、Aとの間で長年にわたって頻繁に宅配便を利用して宝石類を送付し合ってきたものであって、本件荷物についても、単にこれが宅配便によって運送されることを認識していたにとどまらず、Aが被上告人の宅配便を利用することを容認していたというのである。このように低額な運賃により宝石類を送付し合うことによって利益を享受していたXが、本件荷物の紛失を理由としてYに対し責任限度額を超える損害の賠償を請求することは、信義則に反し、許されないというべきである。」

【検討】¹⁾

1 本件事案では、荷受人が運送人の不法行為にもとづく損害賠償責任を追及している。その際、問題となるのは、運送法上の法規制もしくは運送契約における約款上の規制が運送人の債務不履行責任だけでなく不法行為責任にも及びうるのか、また、それが及ぶとしても第三者から運送人への損害賠償責任の追及にも及びうるのか、という二つの点である。債務不履行責任においては、運送人は、商法などの法規によりもしくは運送契約上の約款より、免責ないし責任の軽減の利益を享受しうるのであるが、これを不法行為責任とは無関係と解すると、同人は運送営業の規制による利益を得られないことになる。

最高裁は本件事案において、宅配業者Yの責任限度額を30万円とする本件約款上の定めを、Yの荷送人に対する不法行為責任に適用されうとしたうえで、荷受人が運送人の不法行為責任を追及する場合において右限度額を超えて損害賠償を請求することが信義則に反する場合のありうることをみとめている。運送人にとっては、ことに後者の点に関して、より一般化しうるかどうかが重要であろう。

2 (一) 同一の事実関係から問題となりうる債務不履行責任と不法行為責任との関係については従来より判例は、不法行為と債務不履行とは別個の法条にもとづく独立した責任であってかつ債務不履行に関する運送人の法規による保護は不法行為には及ばないとしている²⁾。もっとも、約款上の免責・責任軽減条項については、本件最高裁判決の述べるように、その妥当性の根拠は契約当事者の合意にもとめられるならば、それらが不法行為責任にも適用されるとの合意を当事者がしていたと解するのが合理的であるときは、不法行為責任への適用は必ずしも否定されないのであろう³⁾。

(二) 運送契約の当事者である荷送人以外の第三者は、運送人の債務不履行責任を追及できないのはいうまでもないが、同人が運送人の不法行為責任を追及する場合において、荷送人に対する債務不履行責任につきうけることができる保護を運送人が第三者に対する不法行為責任において同様に受けられるか否か、という点はいつそう問題になりうる。運送契約の効力が契約当事者間だけでなく第三者にも当然に及ぶとはいえないからである。

学説によると次のように論ぜられる。原茂太一教授は、運送品の所有者と荷送人とを一体と見なしうる場合には、荷送人に許容されうる同一範囲の保護が所有者に対して与えられればよい、とされる⁴⁾。山下友信教授は、契約の非当事者についても、運送契約という契約関係に入ったような私的自治による法益の処分があったか否か、が基準になるとされ、運送約款の適用可能性についてはそれに加えて約款について非当事者が同意していたかどうかが問題にされねばならない、とされる⁵⁾。

1) 本判決の評釈として、奥田昌道「判批」判例評論481号（1999）、落合誠一「判批」ジュリスト1157号（1999）、半田吉信「判批」私法判例リマーカス19号（1999）、根本伸一「判批」法学63巻3号（1999）、塩崎勤「判批」判例タイムズ1005号（1999）、行澤一人「判批」民商法雑誌121巻1号（1999）、がある。本件一審判決については、石井吉也「判批」私法判例リマーカス6号（1993）、大橋敏道「判批」ジュリスト1082号（1996）、がある。原審判決については、石原全「判批」判例評論430号（1994）、小柿徳武「判批」商事法務1479号（1998）、がある。

2) 大判大正15年2月23日民集5巻104頁、最判昭和38年11月5日民集17巻11号1510頁、最判昭和44年10月17日判例時報575号71頁。

3) 落合誠一前掲ジュリスト1157号109頁。

4) 原茂太一「判批」金融商事判例662号（1983）59頁。

5) 山下友信「判批」判例評論290号（1983）213頁以下。

本件原審判決は、「荷送人については、運送人との間の法律関係を契約法理によつて律するべきであって、そのかぎりで不法行為に基づく請求権の行使は許されず、商法の右規定や約款の規制の下に契約責任の追求のみが許される」としたうえ、「仮に運送契約の契約当事者でない第三者が運送人の不法行為責任を追求する場合においても、この第三者が右契約当事者と実質的に同視できる者、すなわち、運送人との間に生じる法律関係を契約法理によって律することを承認していると見られる者である場合には、同様に契約法理の趣旨を類推してこれを律すべきであって、商法の右規定や約款の規制の趣旨に準拠してその責任の範囲を合理的に確定するのが相当というべきである」としている。これに対し、本判決は、「責任限度額の定めは、運送人の荷送人に対する債務不履行に基づく責任についてだけでなく、荷送人に対する不法行為に基づく責任についても適用されるものと解するのが当事者の合理的な意思に合致するというべきである」としたうえで、「荷受人も、少なくとも宅配便によって荷物が運送されることを容認していたなどの事情が存するときは、信義則上、責任限度額を超えて運送人に対して損害の賠償を求めるることは許されない」としている。

原審判決と本判決を比べると、たしかに、原審判決は契約法理の適用されうる人的範囲をより一般的な形で拡張しているのに対して、本判決は信義則の適用による制限にとどめておりまた荷受人を問題にするにとどまっており、右の人的範囲を一般的に拡張するものではない。ただ、いずれにせよ、不法行為による損害賠償責任を追及する者と荷送人との間の何らかの人的な関係の存在が契約法理の適用の前提となっており、運送人にとって、一般的な形で保護が受けられるよう、責任限度額の定めの適用範囲を荷送人以外の第三者に一般的に拡張しうる立論ではなかろう⁶⁾。

要するに、契約法における規律を荷送人以外からの不法行為責任の追求に及ぼして問題の一般的解決を運送のために図ることは困難であると考えられる。すなわち、少なくとも、損害賠償を請求する者と荷送人との間の人的な関係に、運送人の責任の有無・程度が左右されることになり、運送人にとって運送営業上のリスクの予測可能性が損なわれかねない⁷⁾。

6) 半田吉信前掲私法判例リマークス19号59頁。

（三）そこで、不法行為損害賠償法の枠内で運送人のためにより一般的に問題処理を図る余地があるかどうかを検討する。

まず、下級審判決の一部にみられるように、過失相殺による損害賠償額の減額という方法がありうる。裁判例⁸⁾によると、運送品の種類・価額について荷送人から運送人に表示されなかった点に主として、被害者の過失があるとされている。また、その場合、損害賠償額の五割程度が減額されている。

しかし、過失相殺による処理では十分に対応しきれないと考えられる。過失相殺による減額後の損害賠償額は、約款で定められた限度額を少なからずうわまわっており十分は減額効果を期待できないこと⁹⁾、また、荷送人以外からの損害賠償請求において荷送人の過失を斟酌することはかならずしもできないとおもわれる点¹⁰⁾、があげられよう。

次に、不法行為にも通説判例によれば類推適用されている民法416条による解決が考えられる。同条によれば、特別事情によって生じた損害については、予見可能性がなかったとしたならば、債務者は賠償の責に任せられないとされている。これをすなわち、運送品が運送人の予見しない高価な物品であったために責任限度額を著しくうわまわる損害が生じたのであると考えれば、この限度額を超える額の損害は運送人の予見しない特別事情により生じた損害として運送人の責に帰着しない、こととなろう。同条を通じてこのような処理が可能であるならば、問題となるのは運送人における予見可能性の有無であるから、運送人の責任を減免する約款の不法行為責任への適用・過失相殺による処理とは異なり、不法行為損害賠償請求をする者が荷送人であるか、荷送人と一定の緊密な関係にある第三者であるか、そうした関係の認められない第三者であるかに、左右されることなく、運送人の責任を軽減することができよう。

7) 半田吉信前掲私法判例リマークス19号59頁。

8) いずれも、荷送人自身自身の過失を荷送人の損害賠償請求において斟酌したものであるが、東京高判昭和54年9月25日判時944号106頁（4割減額）、東京地判平成元年4月20日判時1337号129頁（3割減額）、東京地判平成2年3月28日判時1353号119頁（3割減額）、神戸地判平成2年7月24日判時1381号81頁（6割減額）。本件第一審も6割減額している。

9) 箱井崇史「判批」早稲田法学68巻1・2号（1993）90頁参照。

10) 平野充好「運送人の損害賠償責任と免責条項」『現代企業法学の課題と展開』（1998）9頁以下。

むろん、民法416条による処理には次のような批判がありえよう。まず第一に、不法行為への同条の類推適用それ自体の是非、である。近年の学説はむしろ類推適用に反対する。ただし判例は、学説の批判にも関わらず、類推適用の立場を維持している¹¹⁾。第二に、物の滅失における通常損害は判例によれば滅失時-不法行為時の価格相当額、とされていることである。通常損害の問題であるために、この価格については予見可能性のあることは、もとめられていない¹²⁾。このような判例の枠組には、たしかに、物の価格相当額の、責任限度額を超える損害を特別損害とみることはなじまない¹³⁾ように思われる。運送法の保護はあくまで荷送人との関係に限定されるべきであって、他の者との間には及ばないという考え方も十分に成り立つ¹⁴⁾。

3 上にみたように、本判決の射程は必ずしもひろくない。

本判決は、たしかに、宅配便の性格を一般論としてのべており、そのかぎりにおいて一定の普遍性を有する。ただし、荷送人からの債務不履行損害賠償請求に及ぶ約款の規制が同人からの不法行為損害賠償請求にも及ぶことを説明しているにとどまる。運送人のための法令上の規制が後者の損害賠償請求にも当然に及ぶことは依然として前提としているべきであろう。

また、荷送人以外の第三者のうち、荷受人が不法行為による損害賠償を請求する場合にのみ本判決は言及している。その際、「本件約款二五条三項において、荷物の滅失又は毀損があったときの運送人の損害賠償の額につき荷受人に生じた事情をも考慮していること」にも着目している以上、本判決の論理は荷受人以外の第三者には当然には拡大されないであろう。

11) 最判平成8年5月28日民集50巻6号1301頁、最判平成8年5月28日判例時報1572号53頁。これらについては、拙稿「判批」沖縄法学26号（1997）、同「判批」沖縄法学28号（1999）を参照。

12) 拙稿前掲沖縄法学26号参照。

13) 吉原和志「判批」ジュリスト764号129頁。東京高判昭和54年9月25日判時944号106頁も同旨を説く。

14) その場合、責任限度額を超える通常損害の賠償をした運送人は荷送人に対し運送契約にもとづく債務不履行責任を追及して、超過分の賠償をえることになる、とする途もありそうである。山下友信掲判例評論290号214頁、落合誠一前掲ジュリスト1157号109頁参照。

さらに、荷受人が賠償請求をする場合に関しても、本判決は、荷受人が運送品の所有者として賠償請求をするのかなど、いかなる利益を荷受人がいかに侵害されたのかを全く問題としていない。本件事案においては、運送品の所有者に賠償をした荷受人がその損害賠償請求権に代位して運送人に請求している。仮に、荷受人でない所有者が直接に荷送人に対し不法行為にもとづく損害賠償を請求していたならば、果たして、本判決の論理によって責任限度額の定めを適用できるかどうか、疑問であろう¹⁵⁾。

本判決の結論はそれ自体としては妥当であろうが、理論構成については検討すべき課題を今後に残していると評価できよう。

15) 奥田昌道前掲判例評論481号197頁。